

会 務 月 報

第313号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年3月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年3月6日(金)13:30～16:00

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 30名(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、大野和男、
河野久、野呂幸一、水庭武宣、
宮原克平、村山高文、横須賀満夫、

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長: 山崎善利

理 事: 浅野善治、計良光一郎、定行まり子、須賀川勝、
馬場錬成、割田正雄

欠席者

常任理事: 木村 旭

理事: 水谷達郎、森野美徳、山中保教

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

原田照行常任理事、山田美光常任理事

(2) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

(平成21年2月20日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、担当委員長及び事務局よりつぎの説明がなされた。

① 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1の通り決めた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員の石川哲久氏を柳沢厚氏に変更し、他の委員全員を再任した。近年日事連建築賞への応募単位会数が横這いの状況である。同賞は会員事務所の資質向上のための重要な事業と位置づけ、応募の促進を図るため今回、新たに同賞の募集要項カーパンフレットを作成し、全ての単位会から応募がなされるよう地元で積極的に広報するために、各単位会へ配布した。また、配布した募集要項カーパンフレットをこの応募の機会に未加入事務所の加入の促進活動に有効活用していくこととした。

② 「建築CPD情報提供制度」の活用方針の決定の件

「建築CPD情報提供制度」の活用方針について資料2の通り決めた。

建築に係るCPDについては、建築関係団体で自主的に行っているCPD制度が、各団体で個別に運営がな

されている。しかし、本連合会にはCPD制度を設けていないため、今後どのようにCPDに取り組んでいくかが課題となっている。このような状況のなか関係団体による既存のCPD制度を活用・統合した「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)が平成18年に創設されている。これは、建築士等の研修としてふさわしい講習等を予め認定し、その情報を公開するとともに、制度参加登録者が、認定された講習等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度であり、建築等関係団体により構成される「建築CPD運営会議」で運営している。

同制度は、国土交通省が官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に、また、一部の地方公共団体においても、設計者選定の評価で同制度の受講実績評価の活用をするなど年々同制度の活用が拡大している。

このような背景から、常任理事会では教育・情報委員会での提案を受けて、本会のCPDへの取組み方針として、当面、同制度の活用が、建築士事務所に所属する建築士にとって将来的に有意義なことであると判断し、これを活用することとした。同制度の活用のうち、日事連及び単位会が実施する講習のプログラム認定申請に係る業務については、資料2の方針で対処することとした。

議長より、以上の常任理事会で決定した①及び②の議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 設備設計一級建築士制度についての今後の対応の承認の件

専務理事より、建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

昨年12月に国土交通省より、改正建築士法の円滑な施行のため、日事連及び単位会に対しサポートセンター構想へ

の協力要請があった。日事連では12月22日に臨時常任理事会を開催し、対応を協議した結果、①中央及び地方サポートセンターの設置には協力する。②設備設計一級建築士制度への対応については、各ブロックで協議し、集約した意見をもって2月の常任理事会で協議することとなった。その後サポートセンターについては、本年1月19日に一般社団法人新・建築士制度普及協会が設立され中央サポートセンターの中核機関として設立された。会員は日事連を含む建築関係9団体で構成され、会費は平成20年度より毎年20万円で、事業は主として設計・法適合確認の支援、建築士法等の相談対応、制度の普及等である。1月28日には建築設計サポートセンター業務説明会が開催され、日事連及び各県の建築士事務所協会から参加し、国交省、ICBA及び新法人が主に地方サポートセンターの業務内容、契約手続等について説明がなされ、2月中旬の設置を要請し、2月16日を最後に全ての都道府県で建築設計サポートセンターが開設された。

次に改正建築士法の設備設計一級建築士制度の円滑な施行への対応については、2月20日の常任理事会、さらに追加して開催した3月2日の臨時常任理事会で各ブロック協議会からの意見や同制度への他団体の動向及び与野党の国会情勢などを基に協議がなされ、常任理事会としての対応方針を次のとおり決定した。

①法適合確認支援団体に対する支援等、中央サポートセンターの機能強化、②法適合確認マニュアルの早期提示、③公共建築における発注者の対応の適正化、④地方における設備設計一級建築士の数の確保のための継続的な取組の強化、⑤制度の施行に関する状況の継続的な把握と建築士事務所の業務に支障が生じないための対応策の実施。

以上の事項を骨子とする要望書をまとめ、国土交通省に対し速やかに同制度の円滑な施行に向けて要望することとし、その文言については会長及び事務局に一任することとした。次に外木場副会長から、常任理事

会では各ブロック協議会から数多くの意見が出されたが、諸般の状況から法の施行延期の要望はせずに、国土交通省宛に設備設計一級建築士制度の運用等の改善要望を提出することによって、現実的な対応をとることとした旨の補足説明があった。

議長より、設備設計一級建築士制度についての今後の対応方針について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について

第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について山本全国大会運営特別委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「建築に夢、地球に愛」、大会スローガン「夢～愛、永久との絆・建築創生」として平成21年10月9日に松山市で開催する。

大会行事はパネディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティが予定されている。また、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円とし、収支予算総額は6,200万円となっているとの説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

4) APECアジェンダ中央評議会の事務局経費の負担について

APECアジェンダ中央評議会の事務局経費の負担については、平成20年度に求められる事項としてメキシコが事務局を担当した2007及び2008年の2か年分の経費の日本負担分のうち、関係団体として応分負担としての94,368円を負担すること。また、平成21年度以降についても同様の分担割合で毎年負担することなどが、専務理事より資料5によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

5) 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置の承認

の件

建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について資料8により、専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

日事連構成員事務所に対し建賠保険(建築士事務所賠償責任保険)への加入の普及及び日事連サービスとの連携を図る他、建賠保険制度内容の改善等について継続的検討を行うことを目的として業務・技術委員会の下に(仮称)建賠保険等調査専門委員会を設置したい。委員構成は業務・技術委員会担当副会長、副委員長、総務・財務委員会委員長及び東京会、大阪会、千葉会、神奈川会所属の委員等で構成される。任期は2年とし、年間3～4回程度開催予定である。

これに関連し、改正土法で規定された法適合確認業務が建賠保険の対象となるかどうか、場合によっては同保険の制度改善が必要となるのではないかと注意して行く必要があるとの意見があった。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

6) 第51回通常総会議案の承認の件

①平成21年度事業計画の承認の件(第1号議案)

平成21年度事業計画案について資料7により各常置委員会委員長及び専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。

主な事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関として

の実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等を実施する。

議長より、平成21年度事業計画について諮ったところ異議なく、資料7のとおりこれを承認し、第51回通常総会で第1号議案として提案することを決定した。

②平成21年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成21年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料8によって事務局より説明がなされた。

3会計の収支予算案合計は、事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入、2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円となっている。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額44,000,000円となっている。

議長より、平成21年度収支予算について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認し、第51回通常総会で第2号議案として提案することを決定した。

7) 第51回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第51回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の概要説明がなされた。

平成21年3月30日(月)

会場：八重洲富士屋ホテル2F・桜の間

11:00～13:15 3月常任理事会(3F・紅葉の間)

13:30～15:30 第106回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第51回通常総会

(平成21年度予算総会)

16:20～17:00 第35回日事政研総会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

(3) 報告事項

1) 最近の建築関係に係る国等の動向について

最近の建築関係に係る国等の動向について、主として

①建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会の設立等、②設計者のための法適合確認検討会、③業務報酬基準関係、④工事監理ガイドラインの策定、⑤住宅瑕疵担保履行法責任保険の設計施工基準等の動きについて資料10によって、専務理事より報告がなされた。

2) 法定講習の実施状況について

法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の既に実施した講習受講者数及び今後実施する講習受講受付人数等の実施状況等について資料11によって事務局より報告がなされた。

3) 岐阜県での管理建築士講習の実施について

昨年11月岐阜県建築士事務所協会より本連合会に対し、岐阜県での管理建築士講習の実施について講習実施委託費の増額のお願い文書が送付された。この件について会長等と協議し、昨年12月、本連合会より岐阜県建築士事務所協会に対し、条件内容の変更はできない旨の回答を行った。その後本年1月に岐阜県建築士事務所協会より平成21年度の管理建築士講習の実施を従来と同一条件で日事連より受託する旨の回答があったことの報告が資料12によって、事務局よりなされた。

4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

昨年10月3日に開催した、第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果について、大会参加者740名、パティ参加者825名、収支結果は19,775,668円となった旨の報告が資料13によって事務局よりなされた。

5) 平成21年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成21年度の主な会議日程(予定)について資料14によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成20年11月末日から平成21年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料15の通り。

平成20年11月30日現在

正会員46団体、構成員14, 710事務所、賛助会員5社

平成20年12月31日現在

正会員46団体、構成員14, 739事務所、賛助会員5社

平成21年1月31日現在

正会員46団体、構成員14, 877事務所、賛助会員5社

〈配付資料〉

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:「建築CPD情報提供制度」の活用方針について
(ご案内)

資料3: 建築設計事務所センターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

資料4: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料5: APEC7-キヤト中央評議会の事務局経費の負担について

資料6: 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

資料7: 第1号議案 平成21年度事業計画承認の件

資料8: 第2号議案 平成21年度収支予算承認の件

資料9: 第51回通常総会及び第106回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10: 最近の建築関係に係る国の動向等について

資料11: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料12: 平成20年度管理建築士資格取得講習について(お願い)

資料13: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書

資料14: 日事連・平成21年度主な会議日程(予定)

資料15: 会員・構成員異動報告書

■平成21年2月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年2月20日(金)13:30～16:35

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠席者(表決委任者) 山本茂男副会長

欠 席 者 佐野吉彦常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

野呂敏秋常任理事、原田照行常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は鈴木誠一副会長が行うこととなった。

(3) 専決事項

1) 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の通り説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員が石川哲久氏から柳沢厚氏に変更した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

なお、同賞は会員事務所の資質向上のための重要な事業であり、また、この応募を機会に加入の促進を図ることも可能であるので、是非各単位会から応募がなされるよう地元で積極的に働きかけてほしい旨の発言があり、了承された。

2) 「建築CPD情報提供制度」の活用方針の決定の件

事務局より、教育・情報委員会で検討した「建築CPD情報提供制度」の活用方針について資料2によって次の通り説明がなされた。

建築に係るCPDについては、建築関係団体で自主的に行っているCPD制度が、各団体で個別に運営がなされている。しかし、本連合会にはCPD制度を設けていないため、今後どのようにCPDに取り組んでいくかが課題となっている。このような状況のなか関係団体による既存のCPD制度を活用・統合した「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)が平成18年に創設されている。これは、建築士等の研修としてふさわしい講習等を予め認定し、その情報を公開するとともに、制度参加登録者が、認定された講習等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度であり、建築等関係団体により構成され

る「建築CPD運営会議」で運営している。

同制度は、国土交通省が官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に、また、一部の地方公共団体においても、設計者選定評価で同制度の受講実績評価の活用をするなど年々同制度の活用が拡大している。

このような背景から、教育・情報委員会では、本会のCPDへの取り組み方針として、当面、同制度の活用が、建築士事務所に所属する建築士にとって将来的に有意義なことであると判断し、これを活用することとした。同制度の活用のうち、日事連及び単位会が実施する講習のプログラム認定申請に係る業務については、資料2の方針で対処することとした。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料2のとおり「建築CPD情報提供制度」の活用方針を決め、その方針を単位会に通知することを決定した。

これに関連した質疑は以下のとおりであった。

法定講習は「建築CPD情報提供制度」の実績になるか。

―法律で定められた講習(資格取得講習や定期講習)は実績として認められていない。

建築士会のCPD制度に参加していれば全て「建築CPD情報提供制度」として認められるか。

―建築士会等で自主的に行っている制度の全ての講習が「建築CPD情報提供制度」のプログラムとして認められているわけではない。

(4) 協議事項

1) 平成21年度事業計画案について

平成21年度事業計画案について資料3により、次の趣旨の説明が事務局よりなされ協議された。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な

監督体制の確立に向けて活動する。

また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。

主な事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等を実施する。

協議の結果、原案を了承し、資料3の平成21年度事業計画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

なお、事業計画には特に記載はしないが2011年に実施されるUIA東京大会や建築士試験の大学院における実務試験審査等についても必要に応じて担当する委員会(前者は広報・渉外委員会、後者は教育・情報委員会)で検討していくこととした。

2) 平成21年度収支予算案について

平成21年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料4により事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案合計は、事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入、2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円となっている。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額44,000,000円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料4の平成21年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

専務理事より、建築設計サポートセンターの動き及び設備設計一級建築士制度についての今後の対応について資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本年1月19日に一般社団法人新・建築士制度普及協会が設立され中央サポートセンターの中核機関として設立された。会員は建築関係9団体で構成され、会費は平成20年度より毎年20万円で、事業は主として設計・法適合確認の支援、建築士法等の相談対応、制度の普及等である。1月28日は建築設計サポートセンター業務説明会が開催され、各県の建築士事務所協会が参加し、国交省、ICBA及び新法人からサポートセンターの業務内容、契約手続等について説明がなされ、2月中旬の設置を要請し、2月16日を最後に全ての都道府県で建築設計サポートセンターが開設された。

次に国交省が行っている改正建築士法等の円滑施行に向けた取組みの全体像の説明及び設備設計一級建築士関連の資料等の説明がなされた。

次に改正建築士法の設備設計一級建築士制度の円滑な施行に係る課題等各ブロック協議会の意見が各ブロック協議会選出の副会長、常任理事から述べられた。

協議の結果、この常任理事会では、他にも重要な協議事項が多くあること、またこの問題について未だ決定していないブロック協議会の意見もあるため、この問題について再度常任理事会を開催し、十分に時間をとって協議することとし、臨時常任理事会を3月2日に開催することとした。また、当日までに各ブロック協議会の幹事会が意見をまとめた内容を提出し、再度協議して日事連の対応をまとめることとした。

4) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について

第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「建築に夢、地球に愛」、大会スローガン「夢～愛、永久との絆・建築創生」として平成21年10月9日に松山市で開催する。

大会行事はパネディスカッション、記念講演、大会式典、日事

連建築賞展示、記念パーティが予定されている。また、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円とし、収支予算総額は6,200万円となっているとの説明がなされた。

協議の結果、第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)については資料6の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

5) APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担について

APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担については、平成20年度に求められる事項としてマシコが事務局を担当した2007及び2008年の2か年分の経費の日本負担分のうち、関係団体として応分負担としての94,368円を負担すること。また、平成21年度以降についても同様の分担割合で毎年負担することなどが、専務理事より資料7によって説明がなされた。

協議の結果、APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担については資料7の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

6) 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について資料8により、常務理事から次の趣旨の説明がなされた。

業務・技術委員会の下に日事連構成員事務所に対し建賠保険(建築士事務所賠償責任保険)への加入の普及及び日事連サービスとの連携を図る他、建賠保険制度内容の改善等について継続的検討を行うことを目的として(仮称)建賠保険等調査専門委員会を設置したい。委員構成は業務・技術委員会担当副会長、副委員長、総務・財務委員会委員長及び東京会、大阪会、千葉会、神奈川会所属の委員等で構成される。任期は2年とし、年間3～4回程度開催予定である。

協議の結果、建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置については資料8の通り原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第51回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第51回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の通り説明がなされた。

平成21年3月30日(月)

会場: 八重洲富士屋ホテル2F・桜の間

11:00～13:15 3月常任理事会(3F・赤松の間)

13:30～15:30 第106回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第51回通常総会

(平成21年度予算総会)

16:20～17:00 第35回日事政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料9の第51回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

8) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料10により事務局より説明がなされ、協議の結果、資料10を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(5) 報告事項

1) 最近の建築関係に係る国等の動向について

最近の建築関係に係る国等の動向について、主として①建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会の設立等、②設計者のための法適合確認検討会、③業務報酬基準関係、④工事監理ガイドラインの策定、⑤住宅瑕疵担保履行法責任保険の設計施工基準等の動きについて資料11によって、専務理事より報告がなされた。

2) 法定講習の実施状況について

法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の既に実施した講習受講者数及び今後実施する講習受講受付人数等の実施状況等について資料12によって事務局より報告がなされた。

3) 岐阜県での管理建築士講習の実施について

岐阜県での管理建築士講習について岐阜県建築士事務

所協会より11月20日付けで講習実施委託費の増額の
お願いが送付された。この件について会長等と協議し
た結果、昨年の通常理事会で決定した条件内容の変更
はできない旨の回答を12月5日付けで行った。その際
に管理建築士講習の実施の意向について回答を本年1
月30日までにするよう求めた。その結果、本年1月27日
付けで実施する旨の回答がなされたことについての
報告が資料13によって、事務局よりなされた。

4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報
告について

昨年10月3日に開催した、第33回建築士事務所全国大会
(東京開催)の実施結果について、大会参加者740名、パ
ーティ参加者825名、収支結果は19,775,668円となった旨
の報告が資料14によって事務局よりなされた。

5) 平成21年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成21年度の主な会議日程(予定)について資
料15によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成20年11月末日から平成21年1月末の会員及び構成
員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資
料16の通り。

平成20年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,710事務所、賛助会員5社

平成20年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,739事務所、賛助会員5社

平成21年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,877事務所、賛助会員5社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局
長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされ
た。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:「建築CPD情報提供制度」の活用方針について

資料3:平成21年度事業計画(案)

資料4:平成21年度一般会計予算内訳書(案)

資料5:建築設計事務所センターの動き及び設備設計一級建築
士制度についての今後の対応について

資料6:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料7:APECアーキテクト中央評議会の事務局経費の負担につ
いて

資料8:建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置につ
いて(案)

資料9:第51回通常総会及び第106回建築士事務所協会全
国会長会議等の日程と運営について

資料10:平成21年3月通常理事会開催通知

資料11:最近の建築関係に係る国の動向等について

資料12:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実
施状況等について

資料13:平成20年度管理建築士資格取得講習について(お
願い)

資料14:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報
告書

資料15:日事連・平成21年度主な会議日程(予定)

資料16:会員・構成員異動報告書

資料17:後援、協賛名義使用の件

資料18:経過報告

■平成21年3月 臨時常任理事会概要

1. 日 時 平成21年3月2日(月)13:30~15:35

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副会長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光

欠席者(表決委任者)鈴木誠一副会長

欠席者 木村 旭常任理事

事務局 恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

佐野吉彦常任理事、髭右近外嘉常任理事

(2) 議事進行役の選任

今回の議事進行は外木場久雄副会長が行うこととなった。

(3) 協議事項

1) 設備設計一級建築士制度についての今後の対応について

各ブロック協議会選出の副会長及び常任理事からそれぞれのブロック協議会での要望、意見について、資料1などにより、主に次の趣旨の説明や発言がそれぞれなされた。

- ・資格者の地域偏在が解消され、適切な業務運営ができるまで法施行の延期を要望したい。
- ・設備設計一級建築士資格講習会の受講資格条件を同一条件としてほしいこと。
- ・5月27日に法は施行されるが5月26日以前に設備設計がなされたものは11月26日までの間は設備設計一級建築士が関与していない場合でも確認申請が受理されるという猶予期間が設けられている。ま

た、単位会に建築設計サポートセンターが設置され、これらの問題に対応していくことになっているとともに国が設置した法適合確認検討会でガイドラインが検討されている。この制度は消費者保護の観点から制度化された法律であり、法施行の延期を強く主張することは業界のエコと受け取られかねない。延期ではなく制度の運用改善を積極的に働きかけることが現実的である。

- ・法適合確認のガイドラインの早期公表、法適合確認業務の責任範囲の明確化が必要である。
- ・設備設計一級建築士資格講習の回数を増やすことによる資格者の増員が必要。
- ・電気・機械設備技術士を設備設計一級建築士と同等みなしや確認審査機関や行政にも資格者が必要である。
- ・設備設計一級建築士の資格取得に向けて産学及び行政による技術者育成のシステムの構築が必要ではないか。
- ・大型物件の設備設計の発注が一部の業者に独占されることがないような制度運用及び地方行政への指導が必要ではないか。
- ・適合確認業務の業務報酬または業務時間の目安を示す必要がある。
などの発言等の後に、会長より、他の建築関係団体等の動きについて以下の説明がなされた。
- ・建築設備者の団体は法延期を求めるのではなく、当面は確認申請を提出するときに建築設備士から意見を聞いた場合は、必ず確認申請書に資格者名を記載させる運動を進めることとしている。そのことによって建築設備士の関わった設計については設備設計一級建築士による法適合確認業務が進むのではないかと期待しているようである。また、建築士や建築業の団体とも現時点で直ちに設備設計一級建築士制度の法施行の延期等についての動きはな

い。法施行の延期、他の資格制度の活用等については、法改正が伴うため、政府提案での法改正は現段階では困難である。そうすると議員立法という方法になるが、議員立法は建築関係団体の協調と国民世論の後押しが必要であるとともに、さらに与野党の賛同が必要となる。現在の建築関係団体の動向及び政治状況から判断すると、このことは極めて難しい。運用面の改善等の現実的な対応をする方法が適切ではないかと思う。

本日発言された意見と建築関係団体の動向及び社会的な状況を勘案すると当面は国に対して制度の円滑な施行のための要望を行うことが現実的で効果的であり、その要望内容の骨子は、中央ポートセンター機能の強化や法適合確認のガイドラインの早期公表（責任の明確化、業務量の把握等）等々になるのではないかと思う。

以上の説明及び意見交換を踏まえて今後の取扱い方針を協議した結果、次の方針で進めることを決定し、3月6日の理事会で承認を求めることとした。

- ①法の施行延期の要望はせずに、国土交通省宛に設備設計一級建築士制度の運用等の改善要望を提出する。
- ②要望の内容としては、i 中央ポートセンターの機能の強化。ii 法適合確認マニュアルの早期提示。iii 公共建築における発注者の対応の適正化。iv 設備設計一級建築士の数の確保。v 制度の施行に関する状況の把握と建築士事務所の業務に支障が生じた際の強力な対策の実施。とする。なお、要望内容の文言については会長及び事務局に一任する。
- ③議連には要望したことを報告し、協力を要請する。

<配付資料>

資料1:設備設計一級建築士制度施行にかかる要望について

参考資料:2月20日常任理事会で配付した資料5

■第39回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年3月3日(火) 9:35～11:45

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢
委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

特 別 出 席 宮原 浩輔

事 務 局:北野、恩田、吉田、鈴木、上原

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

<配付資料>

資料1:国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書
(案)

資料2:工事監理ガイドライン(案)解説書

資料3-1:設計者のための法適合確認検討会(第2回)議事
次第(案)

資料3-2～3-4:契約関連部会の検討状況の報告と今後の
検討課題について

資料4:設計コンサルタント業務成果の向上に関する懇談会資料

資料5:提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)

議事1. 国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書(案)
について(資料1)

業務報酬基準再開WGでの検討内容等について佐々木委員より報告があった。

- ・本日3月3日にWGが開催される。業務報酬基準関連周知パンフレット・リーフレット及び解説書について、3月10日を目途に印刷に入ることを予定している。
- ・3月下旬から全国主要都市で「業務報酬基準等の解説講習会」(新・建築士制度普及協会主催)が予定されている。
- ・解説書には標準外業務は、業務報酬基準の算定にあたり個別事例にみられた典型的な業務項目等について、別途、試みとして参考資料に記載されることとなっている。
- ・解説書の国土交通省監修については、建築指導課長判断

で監修する方向である。標準外業務については、内容ではなく掲載する試みを監修することとしている。

- ・「追加的業務の例示」の各委員からの意見等の説明があった。回帰式の掲載等についての結論は出ていない。

議事2. 工事監理ガイドライン(案)解説書及びパンフレット(案)の対応について(資料2)

工事監理策定委員会及び幹事会での検討状況等について佐々木委員より報告があった。

- ・3月4日に幹事会が、3月6日に委員会幹事会合同会議が行われる。業務報酬基準の解説書の予定と同様に関連周知パンフレット・リーフレット及び解説書について、3月10日を目途に印刷に入ることを予定している。
- ・解説書は国土交通省監修で「(案)」がとれた形で出される。発行は新・建築士制度普及協会となる。

報告の後、団体として、解説書に対する実務的な説明書や運用指針的な冊子の作成について話題があった。

議事3. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について(資料3-1～3-4)

設計者のための法適合確認検討会(2/27)について特別出席の宮原氏より報告、吉田調査役より補足報告があった。

- ・検討会では、法適合確認制度の運用に係る方針(案)を作成するとともに制度の周知も行うこととしている。3月下旬には運用について国に報告することとしている。
- ・検討会には「契約」、「構造」、「設備」の各関連部会が設置されており、課題の洗い出しに続き、制度の仕組みやQ&A、チェックリストの運用方法等について今後検討していくこととしている。
- ・今後3月末までに法適合確認の施行調査(モデルスタディ)を行い、実際の物件(構造・設備、各100件程度)について法適合確認を行い、運用方針案の妥当性及び法適合確認に係る業務量の検証を行うこととしている。

議事4. 設計コンサルタント業務成果の向上に関する懇談会について(資料4)

懇談会の状況等について高津委員より説明があった。

- ・プロポーザル及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて、20年8月に作成した暫定版を20年度末までに確定版とするため、今後、業界団体、地方整備局等の意見、要望の検討を行っていくこととしている。

- ・プロポーザルでは実施方針や特定テーマといった技術力部分の評価を高めていくというもの。総合評価方式については、従来価格のみで行っていた分野については、総合評価方式を取り入れることとしている。

- ・国土交通省では建築関係として日事連にも会長に対して3月にヒアリングを行うこととしている。

- ・建設コンサルタントの業務の最近の動向として応札者と落札者分布において、予定価格よりも高い価格での応札が多くあるため、予定価格自体を低く設定されているのではないかと指摘が出されていた。

- ・設計共同体のあり方について、土木については再委託を推進する動きがあったが、今後は設計共同体の導入を推進していくこととしている。

事務局で作成したヒアリング回答書の叩き台について検討が行われ、主に以下の発言があった。

○選定段階で技術提案を求める場合には相当の費用が支払われるべきである。

○技術提案書の表現方法については具体的な一定の制限を設けるべきである。

○地域要件について、地域貢献度等をどのように加味するか考える必要がある。

検討の結果、別途意見等があれば6日までに日事連事務局まで連絡することとし、検討内容等を踏まえ、会長と事務局でヒアリング回答書叩き台案を元に修文することとした。なお、次回の5会会長会議(3/12)でもヒアリングへの対応等について協議することとした。

議事5. 提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)
〔地球温暖化対策会議〕について(資料5)

提言について高津委員より説明があった。

- ・提言を公表するにあたり、(社)日本建築学会(以下学会と

いう)より日事連に対して内容の審議と、提言者として建築関連10団体の中に日事連を記すことについて打診があった。

- ・提言の内容は、2050年に向けた建築分野のカーボンニュートラル化の実現についてであり、更に「行動計画」が示されており、研究開発や政策提言・人材育成等の具体的な計画内容が示されている。
- ・提言を作成した「地球温暖化対策会議」に日事連の委員の記載があるが、日事連に対する委員の要請の経緯はなく、会議事務局に問い合わせたところ、会議委員として各団体の所属者が揃っているため団体の許可を得ずに団体からの委員とした経緯があることを確認した。
- ・以上の経緯を踏まえ、日事連事務局としては学会の提言として公表されたい旨を伝えたいと考えている。

以上の説明に続き、提言への対応について検討を行い、主に以下の発言があった。

○学会としての提言とならなかった場合、関係団体として日事連のみ記載がないことは問題点があるのではないかと。

検討の結果、本来は、団体として十分に提言内容・対応について検討すべきところだが、公表日が差し迫っていることも考慮し、提言者として建築関連10団体の中に日事連を記すことを了解することとした。

議事6. その他

○「設計者のための法適合確認検討会」の報告のため、次回も引き続き宮原氏が出席することとした。

○次回委員会日程

平成21年4月9日(木)10:00～12:00 日事連会議室

■第3回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年2月18日(水)13:25～15:50

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 山田美光 副委員長 原田照行

2009-4 日事連会務月報

委 員 佐藤 誠、山田清治、高橋祥治、井上精二
担当副会長 本澤宗夫

事 務 局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、
松谷

欠 席 者 岡本 賢、大旗 健

1. 議事

(1)平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

①平成21年度事業計画案について

事務局より平成21年度事業計画(案)について、資料1により次の趣旨の概要説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。また、改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行う。主な具体的事項としては、管理建築士講習及び所属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情相談の実施、改正建築士法等の周知及び広報活動、建築士事務所キャンペーン事業等の実施である。

その他、建賠保険等調査専門委員会を業務・技術委員会の下に設置し、建築士事務所賠償責任保険への加入促進を図る。

また、総務・財務に関する事業計画として以下の趣旨の説明がなされた。

法定団体化を契機に、自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め、組織の拡充に取り組む。また、平成21年度の建築士事務所全国大会は、地方開催の年であり、地方大会の特色を生かし、構成員がより多く参加し充実した大会の完遂を図る。更に、日事連建築賞では積極的な広報活動等を行い、魅力ある建築賞の実施を図る。これらを踏まえ、次の事業を実施する。

1) 構成員の増強等組織の拡充

- ・講習の企画実施を通じた事務所協会の紹介や加入促進パンフの配付、キャンペーン事業の実施等、あらゆる機会を通じた建築士事務所の加入促進

2) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施

- ・平成21年10月9日(金)於:松山市

3) 日事連建築賞の実施

4) 公益社団法人または一般社団法人への移行の調査・検討

5) 日事連の運営に関わる諸規程等の整備

6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成21年度事業計画案について、資料1のとおり常任理事会に提案することとした。

②平成21年度収支予算案について

事務局より平成21年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料1により説明がなされ、協議の結果、原案を了承し常任理事会に提案することとした。

なお、3会計の収支予算案の合計は以下のとおり。

事業活動収入では、会費収入179,310,000円、事業収入142,530,000円、雑収入2,320,000円、特定預金取崩収入70,050,000円、合計394,210,000円。事業活動支出では、事業費305,110,000円、管理費99,240,000円、特定預金支出26,710,000円、合計431,060,000円となり、予備費支出は7,150,000円、前期繰越収支差額は44,000,000円となっている。

(2) 日事連建築賞の募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員について

事務局より募集要項の一部改正及び委員の変更について説明がなされ、協議の結果、資料2のとおり常任理事会に提案することとした。

主な改正点は以下のとおり。

1) 対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

2) 委員について、石川哲久氏を柳沢厚氏に変更し、他の委員については従来通りとしたこと。

また、近年、日事連への応募単位会数が横ばいであり、応募促進を図るため、今回初めて募集チラシを作成し、積極的に単位会等が活用できるよう準備中であることが事務局より報告された。

(3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施要(案)について

事務局より全国大会運営特別委員会で協議した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項(案)について資料3-1、3-2によって説明がなされた。

当初、パーティ参加費については、埼玉大会、大分大会にない、一人当たり10,000円の予算で設定していたが、全国大会運営特別委員会では、実際にはこれを超える大幅な支出となるので、今後全国大会を主管する単位会の負担を考慮し見直すべきとの意見が出され、埼玉大会前と同様の12,000円の参加費とした。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

なお、大会実施要項等の概要は次のとおり。

- ・大会テーマ
建築に夢、地球に愛
- ・大会スローガン
夢～愛、永久との絆・建築創生
- ・大会日程
平成21年10月9日(金)
11:00～ 登録受付開始
～19:30 記念パーティ終了
- ・大会会場
愛媛県県民文化会館(ひめぎんホール)

松山市道後町2丁目5番1号 (089)923-5111

パネディスカッション サブホール

記念講演 メインホール

記念パネー 真珠の間

・参加費

大会参加費 4,000円 記念パネー参加費 12,000円

・日事連建築賞受賞作品展示

平成21年10月8日(木)～9日(金) 県民プラザ

・記念講演

パネディスカッション

「いで湯と城と文学のまち・日本一のまちづくり」

夏井 いつき 俳人

松本 啓治 松山市坂の上の雲まちづくりチーム担
当部長

大木 正治 道後温泉旅館協同組合理事長

三栖 邦博 (社)日本建築士事務所協会連合会
会長

らくさぶろう クレト・落語家

記念講演

外尾 悦郎 九州大学客員教授、サクラダファミリア主任
彫刻家

・収支予算

収入合計 62,000,000円 支出合計 62,000,000円

(4) 建築設計サポートセンターについて

事務局より建築設計サポートセンターの動き及び開設状況に
ついて、資料4により次の趣旨の概要説明がなされた。

改正建築士法等の円滑な施行について、積極的な普及
活動を行うため、新・建築士制度普及協議会の加盟団体
を母体として一般社団法人新・建築士制度普及協会(普
及協会)が本年1月19日に設立された。国土交通省では、
日事連に対し普及協会の業務のうち、特に、改正建築士
法で本年5月27日から施行される一定の建築物の構造
設計及び設備設計に関し、構造設計/設備設計一級建築
士の関与の義務づけ等が円滑に施行されるよう、資格

者の紹介等を行うための「建築設計サポートセンター」を全
道府県の建築士事務所協会に設置するよう要請され
た。この要請について日事連では各ブロック協議会で説
明するなどして、建築設計サポートセンターの設置につ
いて単位の同意を得、その要請に応えた。

1月28日、東京新宿の安与ホールに全道府県の建築士事
務所協会の責任者、担当者等を対象に、建築設計サポート
センターの業務内容等の説明会が開催された。2月16日
までに全道府県建築士事務所協会で建築設計サポートセ
ンターが設置、開設された。

次回委員会開催予定

平成21年5月20日(水) 13:30～16:00

また、11月には上半期の事業・収支決算について協議する必
要があるため、常任理事会、監査会の日程を考慮し、平成21
年11月16日(月)13:30～16:00に開催することとした。

(配付資料)

資料1:平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)

資料2:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表、募集チラシ

資料3-1:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)実施要項
(案)

資料3-2:「建築士事務所全国大会」大会参加費及び記念パ
ネー費用一覧

資料4:建築設計サポートセンターについて、建築設計サポートセ
ンター一覧表

資料5:平成21年度の主な会議日程(予定)

■第4回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年2月26日(木) 14:00～16:10

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

委 員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、福島 正継

事務局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、
市川貴之、今泉光裕

欠席者 遠山 紀芳、尾添 信行

〈配付資料〉

第3回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への対応等について

参考:建築CPD情報提供制度認定プログラム一覧(宮城・埼玉)について

資料2:建築士試験の大学院における実務経験の審査について(教育普及センター作成)

資料3:業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供終了について

資料4-1:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料4-2:法定講習に係る登録講習機関の比較について

資料4-3:管理建築士受付の改善に向けて・(宮原委員)

資料4-4:平成21年管理建築士講習案内(新潟)・(遠山委員)

資料4-5:建築士定期講習の実施等に関しての改善要望の回答について

資料4-6:一級・二級・木造建築士定期講習に係るアンケート調査の活用方針

参考:人材投資促進税制が変わりました(経済産業省)

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)(資料1、参考)

事務局より、建築CPD情報提供制度への対応等について主に以下の報告があった。(資料1)

- ・ 前回の委員会(平成20年12月18日)で了承を得た建築CPD情報提供制度の活用方針については、常任理事会(2月20日)でもその内容が了承され、2月24日付で会長と教育・情報委員長連名により単位会会長に資料1のとおり案内を発信した。

なお、当制度の参加に係る具体的な事務手順については別途案内することとしている。

教育普及センターが作成した案内チラシは、希望があれば必要

枚数を日事連事務局まで連絡いただき、適宜、送付することとした。また、本件については3月6日の理事会にも報告されることとなっている。

報告に続き、主に以下内容の発言があった。

○いずれかの団体の独自のCPD制度を通じて、既に建築CPD情報提供制度に参加している建築士(JIA、一部建築士会等)を除き、一般の建築士が、本建築CPD情報提供制度に参加する場合には教育普及センターに直接、参加登録する必要があるが、そのことは、あまり知られておらず、十分に周知する必要があるのではないか。

○定期講習や管理建築士講習は建築CPD情報提供制度単位の対象となるのか。

一建築CPD情報制度運営会議(教育普及センター)では、法定講習については、建築CPD情報提供制度の単位としては認定しないこととしている。

○今後、公共工事の設計・工事監理の受注者選定の評価対象組み入れに対応し、単位会でも同建築CPD情報提供制度への対応が必要になると思われる。

2. 大学院における実務経験の審査基準等について(資料2)

佐野委員長より、「大学院実務経験審査委員会」における、大学院における実務経験の事前確認審査状況及び大学院における実務経験の審査基準(案)の検討状況等について報告があった。

3. 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供終了について(資料3)

事務局より、業務支援サービスソフトウェアLAB-S1について、ソフトウェア提供企業である(株)構造システムからの申出により、平成21年3月20日利用分をもってサービス終了することおよびその対応等について報告があった。

4. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)への対応方針等について

①実施状況等について(資料4-1)

事務局より、管理建築士講習講習について、「昨年8～11月に実施した“みなし講習”では、約3万4,000人の受講

者があり、募集人数に比して、非常に高い受講率(95.4%)を達成したが、その後、今年2月から開始した「法定講習」では、昨年12月の第1回受付において、募集人数30,872名に対し、受講申込者数は11,914名(38.6%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、今年2月中旬に追加受付を実施するとともに、今後4月下旬にも再度、追加受付を行う予定にある。」旨の説明があった。また、建築士定期講習について、平成20年度(21年2～3月)の受講申込み状況、及び21年度第1期(4～6月)の実施計画等について、報告がなされた。

なお、単位会独自の講習案内を作成し、会員等への周知に努めている事例として、遠山委員(新潟)からご提供いただいた管理建築士講習の案内(資料4-4)が紹介された。

②建築士定期講習に係る民間の登録講習機関との競合等の問題について

事務局より、「建築士定期講習においては、単位会並びに本会との協力関係にある(財)建築技術教育普及センター以外にも、民間の登録講習機関が複数参入しており、当方の受講料を大幅に下回る価格を提示するとともに、映像による全国同時講習を行うなど、単位会並びに本会が一定の受講者数確保を目指す上で、座視できない状況が生じている。」旨の説明に併せ、資料4-2により、各登録講習機関(教育普及センター含め4機関)の比較状況等について、概要報告が行われた。

③法定講習の運営に係る登録講習機関への改善要望等について

事務局から、建築士定期講習について、本会とともに(財)建築技術教育普及センターの実施協力機関となっている(社)日本建築士会連合会連合会から、先般、同センター宛てに提出された運営改善に関する要望事項とその回答内容について概要説明が行われた。

具体的要望事項としては、①資格の種別に応じた講習の区分け、②受講料の値下げ、③受講申込書の配布制限

の撤廃、様式の簡略化、インターネット上からのダウンロード対応、④インターネット受講申込システムの構築、⑤緊急対応用DVDの作成、等が掲げられ、これに対し、同センターからは、④と⑤については対応不可であるものの、それ以外の事項については、概ね今後の状況等を踏まえながら協議を行っていききたい旨の回答がなされた。

また、宮原副委員長より、埼玉会における管理建築士講習の実施経験等を踏まえ、受講申込書の配布及び受付業務等を中心とした講習運営業務の改善要望等について、資料4-3を用いて説明がなされた。

④建築士定期講習に関するアンケート調査について

尾添委員より、先般、近畿ブロックで実施された建築士定期講習に係るアンケート調査の資料提供があり(資料4-6)、事務局から、同調査内容を参考とし、全国レベルで同様の調査を行いたい旨の提案を行ったところ、了承された。

なお、アンケート内容の細部については、佐野委員長及び事務局に一任することとし、次回委員会までに結果を取りまとめ、報告を行うこととした。

この後、上記について各委員からは、主に以下の意見が出された。

○DVD講習であれば講師の内容が均一であり、受講生にとってフェアであるので、DVD講習は合理的な考えと言えるのではないかと。

○受付に関して申込終了日は決めてもらってもいいが、始まりは単位会で決めさせていただきたい。

○資料配布・受付業務を随時受付にしてほしい。

○経験的に、こういうことをしたら良い結果がでた等の意見がほしい。

○民間に打ち勝つために弁当の提供を行うことも一案ではないかと。また、会員と非会員との差別化を図ることに活用できると思われる。

5. その他

○吉田委員より参考資料(人材投資促進税制が変わりました)に基づき、従業員研修の費用減税が簡易になった旨の

説明があった。

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年4月22日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■第3回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成21年2月25日(水) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長:木村旭

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、
伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:副委員長・上野浩也

特別出席:構造技術専門委員会委員長 西邦弘
(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1:建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について(案)

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3:第101回構造技術専門委員会議事概要(案)(取り扱い注意)

資料4:建築設計ポータルセンターの業務について

資料5-1:工事監理ガイドラインの解説書(案)(取り扱い注意)

資料5-2:パンフレット素案・建築工事には監理業務が欠かせません。(取り扱い注意)

資料6:本会HP掲載耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所の増強について 案

資料7:四会連合協定契約書式等を平成20年11月28日以降に使用する場合の注意事項

資料8:設計者のための法適合確認検討会(第1回)(取り扱い注意)

資料9-1:新しい業務報酬基準の解説(案)(取り扱い注意)

資料9-2:「追加業務の例示」・各委員からのご意見(取り扱い注意)

*(取り扱い注意)の資料については、日事連 業務・技術委員会限りの資料としてお取り扱いください。

議事1. 建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について

○資料1により建賠保険制度の推進に係る専門委員会の設置について事務局より説明され、専門委員会の設置について承認した。

- ・専門委員会設置の目的は、建賠保険の加入促進と制度内容の検討を行うことである。

- ・委員長には八島担当副会長があたり、オブザーバーとして(有)日事連サービス、東京海上日動火災保険(株)が参加し、連携して検討することとする。

議事2. 日事連・建築士事務所賠償責任保険の補償の事例等について

○(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて賠償責任保険制度の加入状況、補償の事例等が報告された。

- ・直近の加入率については初めて前月比+付0.1%となったが、これは会員増により分母が大きくなったことによるもので、実質的には20件の増加となっている。

- ・最近2年の補償の事例を一覧表で示した。1千万円を超える支払事例も見られる。このほか会報等に紹介した事例をピックアップした。北海道では凍結などにより事故が多発する傾向がある。

○次のような意見が出された。

- ・設計ミスでも保険金を払ってもらえなかった、昔は払ってもらえたのに最近では払ってもらえなくなったという話をきく。このあたりの支払の一貫性についてどうか。

- ・具体的な事情がわからないと答えられないが、基本的には同じ事情で払ったり払わなかったりということはあり得ない。滅失・毀損問題をクリアできないと保険金支払いの対象にならないこと、最近は損害率が上がっているので査定が厳しくなっていることなども関係して

いるかもしれない。

議事3. 建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況報告等について

○資料3により構造技術専門委員会・西委員長より建築技術基準調査委員会・建築制度運用調査委員会の状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・構造基準WGでは告示の見直し、構造基準解説作成WGでは「建築物の構造関係技術基準解説書」の見直し、基本問題調査WGでは建築確認の円滑化への対応等、特に構造計算適合性判定の課題の抽出等を行っている。
- ・2/17に開催された基本問題調査WGでは、日本建築行政会議の適判部会で全国の適合性判定機関にアンケートを採る件、大臣認定プログラムにバグが生じた場合の審査の取り扱いの件などが検討された。
- ・大臣認定プログラムにバグが生じた場合の審査の取り扱いは、(財)建築行政情報センターホームページに「大臣認定構造計算プログラムを用いた構造計算書の確認審査・構造計算適合性判定のガイドライン」として公表されている。着工後に大臣認定の取消(撤回)を受けたことによって構造基準に適合しないこととなった場合には「既存不適格建築物」になることなどが示されている。

○次のような意見が出された。

- ・適合性判定機関にアンケートを採るということであるが、適合性判定機関などからも何か問題提起があるのか。→適合性判定機関も「検討すべき事項」の提案団体として課題を提起している。
- ・大臣認定プログラムを使用して建築確認済み後に、プログラムにバグが出たと国が公表した場合、再度見直した結果、構造基準に適合しない場合には、既存不適格扱いとなるのは施主に説明が困難である。
- ・プログラムソフトの本質を理解していないのではないか。

議事4. 建築設計サポートセンターの業務について

○資料4により建築設計サポートセンターの設置状況、業務などについて事務局より報告された。

・2/17に建築設計サポートセンターの開設が国土交通省より公表された。

・地方サポートセンターのおもな業務は、①資格者リスト・協力事務所リストの閲覧、②指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付、③建築基準法・建築士法等に関する相談の取次ぎの実施などである。

議事5. 工事監理ガイドライン(案)について

○資料5-1、5-2により工事監理ガイドライン解説書(案)、パンフレット素案の進捗状況が事務局より説明された。

- ・解説書(案)については3/6に原稿が決定する予定。
- ・国民向けの周知パンフレットを作成する予定で準備を進めているが、パンフレット素案はまだ流動的な状況である。

議事6. 「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所名簿」の新規募集について(案)

○資料6により国土交通省の要請により建築物の耐震診断、耐震改修等の業務の促進と円滑化を図るために(財)日本建築防災協会ホームページ掲載の「既存建築物耐震診断、耐震改修を業とする建築士事務所名簿」を拡充することとなり、「既存建築物耐震診断、耐震改修を業とする建築士事務所名簿」の新規募集を行うことが事務局より説明された。

- ・名簿掲載事務所が開設しているホームページアドレスを載せることはできないか、耐震診断の依頼をする際にどのような業務内容の事務所であるかの情報があれば消費者も依頼しやすいのではないかと意見が出され、(財)日本建築防災協会とで検討することとした。

議事7. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等について

○四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討状況等につき資料7に基づき事務局より報告された。

- ・告示第15号の解説書が3月末頃に発行される予定であることから、その中で示される業務内容との整合を図るため、契約書の改正版は6月上旬を目途に発行する

見通しである。

議事8. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について

○資料8により「設計者のための法適合確認検討会」の発足と検討状況について事務局より説明された。

概要は以下の通りである。

- ・一定規模以上の建築物について5/27より構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が義務づけられるが、その法適合確認について、対象となる建築物の考え方、具体的な運用方法、責任の範囲などについて検討する。
- ・委員は、(社)日本建築構造技術者協会、(社)建築設備技術者協会を中心に設計三会より委員を各1名という構成になっている。日事連からは東京会・宮原浩輔氏が委員として参加している。
- ・検討スケジュールとしては3月下旬までに運用方針を確定、国に報告し、4月下旬～5月中旬にかけて講習会等で周知を図る予定である。

議事9. 国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書の進捗状況について

○資料9-1、9-2により国土交通省告示第15号(業務報酬基準)の解説書の進捗状況が事務局より説明された。

- ・解説書は(財)建築技術教育普及センターを事務局として検討されており、資料9-1は2/20の暫定原稿案である。3/3の最終合同委員会で原稿が決定される予定である。
- ・追加業務の事例は資料9-2に各委員の意見として示されているが、どこまで解説書に盛り込まれるかはまだ未定である。

◎次回委員会

平成21年5月12日(火)14:00～16:30 日事連会議室

■第3回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年1月20日(月)13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・野呂敏秋、

副委員長・横須賀満夫、

委員・沖野 寛、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治、

国吉真正

担当副会長・外木場久雄

〈配付資料〉

資料1:平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)

資料2:改正法周知ワーキングチーム残り業務

資料3:建築士事務所憲章の周知について

資料4:会員へのメール送信システムの構築について

参考1:平成20年度要望書

参考2:第2回委員会記録

議 事

1. 平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)について

事務局より平成21年度事業計画(案)・収支予算(案)について、資料1により説明し、事業計画については、(案)のとおりとし、予算については、ホームページに係る経費を追加し、2月開催の常任理事会に諮ることとした。

また、事業の具体的な実施について以下の意見が出された。

- ・1.「改正建築士法の円滑な施行に向けた広報事業の実施」の方法として「各種資料の作成の検討」とあるが、昨年作成した加入促進パンフレット及び国民への周知パンフレット、また国で作成している各種パンフレットでの周知の成果状況を確認した上で、不足していると思われる資料作成の検討を考えるべきである。
- ・2.「建築士事務所キャンペーンの実施」については、平成21年度についても統一テーマは必要である。また、業務報酬基準のわかりやすい説明書、住宅瑕疵担保責任の周知資料等も配付資料として追加することを検討すべき。
- ・3.「要望・陳情運動の実施について」は、要望の実施時期を例年どおり8月に想定しているが、6月上旬完成を目標に作業して欲しい。

- ・4.「会誌の充実・発行について」は、毎月カーページ(8ページ)を設ける方向で、予算措置をしてほしい。

2. 改正法周知ワーキングチーム残り業務の対応

残り業務の対応については、まず改正法周知ワーキングチームで協議すべきであるが、都合により本委員会でご意見をいただいた後、ワーキングチームを開催することを了承いただき、資料2から資料4により説明を行った。

資料2により①単位会への憲章周知依頼、②誓約書原案作成、③単位会のメール送信システムの構築、④新「会員証」原案作成、⑤新入会員セミナー(仮称)、⑥略称(愛称)の検討、が残り作業としてあるが、今回以下の3項目を協議していただきたい。

①の単位会への憲章周知依頼文については、既にワーキングチームで再々協議してまとめたもので、憲章の周知に加え「社団法人 ○○○建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。」の文言を、憲章の活用にあたり採用していただきたい旨依頼する。また、憲章の標準的なデザインも添付することとしている。憲章の周知依頼をするとともに、会員が憲章を誓約する際の対応案の一つとして②の誓約書原案を作成・提示し、単位会の実情にあった対応を依頼することとした。

③単位会のメール送信システムの構築については、平成20年末に単位会に対し「会員へのメール送信システム構築に関するアンケート調査」を実施した結果とともに、未構築の単位会宛にメール送信システム構築の実現に向け、前向きな検討を依頼する。以上協議した結果、①単位会への憲章周知依頼、②誓約書原案作成については、原案どおり了承され、③単位会のメール送信システムの構築については、依頼文は全単位会に送付することとした。

なお、⑤新入会員セミナー(仮称)については、新入会員及び入会希望者に対し法定団体としての建築士事務所協会の社会的意義、また建築士事務所憲章、定款・倫理規程等を理解していただくためのセミナーの開催を依頼する文書を単位会に送付することとした。

④新「会員証」原案作成、⑥略称(愛称)の検討、については時間を要する内容のため、今後、広報・渉外委員会が必要に応じた対応をすることとした。

次回委員会 平成21年4月14日(火)13:30~16:00

■ 行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成21年

4月21日 建賠保険等調査専門委員会

22日 教育・情報委員会

5月12日 業務・技術委員会

15日 監査会

20日 総務・財務委員会

22日 常任理事会

6月2日 政研役員会、理事会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

4日 構造技術専門委員会

5日 会誌編集専門委員会

19日 常任理事会、全国会長会議、決算総会
(帝国ホテル)

23日 日事連建築賞選考委員会

26日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ホテル)

■3月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年3月1日～3月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	646	- 9	5,707	11.3	207	- 8	32.0
青 森	140		1,245	11.2	30		21.4
岩 手	266	- 11	1,353	19.7	56	+ 1	21.1
宮 城	260		2,757	9.4	51	- 3	19.6
秋 田	174		1,678	10.4	43	- 2	24.7
山 形	191		1,658	11.5	47	+ 1	24.6
福 島	179		2,104	8.5	47	- 2	26.3
茨 城	501		2,773	18.1	129	- 3	25.7
栃 木	173		1,840	9.4	86	- 1	49.7
群 馬	175		2,340	7.5	89	- 1	50.9
埼 玉	560	- 6	6,274	8.9	95	+ 1	17.0
千 葉	404		4,491	9.0	88		21.8
東 京	1,330		18,300	7.3	323	+ 4	24.3
神奈川	759		7,662	9.9	146	- 2	19.2
新 潟	280		2,924	9.6	99	+ 1	35.4
長 野	540	- 16	2,945	18.3	114		21.1
山 梨	115		1,091	10.5	11	- 1	9.6
富 山	267		1,572	17.0	53	+ 1	19.9
石 川	258	+ 1	1,664	15.5	51	- 2	19.8
福 井	267		1,189	22.5	55	- 1	20.6
静 岡	544		4,030	13.5	131	- 1	24.1
愛 知	633		6,039	10.5	133	- 4	21.0
三 重	181	- 4	1,722	10.5	61	- 3	33.7
滋 賀	202		1,492	13.5	34	+ 1	16.8
京 都	270		2,610	10.3	77	- 4	28.5
大 阪	1,050		8,101	13.0	167	- 9	15.9
兵 庫	503		4,481	11.2	124	- 7	24.7
奈 良	128	- 5	1,103	11.6	18		14.1
和歌山	117	- 1	916	12.8	24		20.5
鳥 取	85		648	13.1	41	- 1	48.2
島 根	155	- 3	935	16.6	50	- 1	32.3
岡 山	469		1,934	24.3	56	- 2	11.9
広 島	384		3,040	12.6	107	- 3	27.9
山 口	116	- 11	1,610	7.2	36	- 1	31.0
徳 島	100	- 2	1,161	8.6	14		14.0
香 川	105		1,550	6.8	16	+ 1	15.2
愛 媛	127	- 2	1,526	8.3	22		17.3
高 知	151		895	16.9	16		10.6
福 岡	544		4,491	12.1	128	- 2	23.5
佐 賀	171		789	21.7	29	- 1	17.0
長 崎	226	- 2	1,112	20.3	38		16.8
熊 本	227		1,713	13.3	77	- 3	33.9
大 分	206	- 1	1,189	17.3	37	- 1	18.0
宮 崎	142	- 3	1,554	9.1	66	- 4	46.5
鹿児島	320		1,700	18.8	74	- 1	23.1
沖 縄	181	+ 2	1,470	12.3	42	- 1	23.2
計	14,822	- 73	129,378	11.5	3,438	- 64	23.2

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。